

件名	特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 114 号） 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 113 号）

【改正の概要】

国に準じて、特別職及び教育長の期末手当を改定しようとするもの

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例

- 1 知事、副知事、出納長、管理者及び常勤の監査委員の 12 月期期末手当の支給割合の引上げ

	改正前	改正後
6 月期	160/100	160/100
12 月期	170/100	175/100

- 2 非常勤職員の給与・・・支給限度額の引下げ

勤務 1 日につき 37,900 円 35,300 円（ 6.86%）

（経過措置として、施行前から引き続き在職する職員は、37,800 円）

教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例

教育長の 12 月期期末手当の支給割合の引上げ

	改正前	改正後
6 月期	160/100	160/100
12 月期	170/100	175/100

施行日 平成 18 年 4 月 1 日

【その他参考事項】

県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例（昭和 23 年条例第 30 号）

第 3 条 期末手当は、議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に支給する。基準日前 1 月以内に退職し、若しくは公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項第 1 号に該当して地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 127 条第 1 項の規定により失職し、又は死亡したこれらの者についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職若しくは失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に 100 分の 45 の割合を乗じて得た額の合計額に、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和 28 年愛媛県条例第 7 号）第 2 条に規定する知事等の例により一定の割合を乗じて得た額とする。